

くらしの安心情報

情報ファイル NO.92

平成 22 年 7 月 13 日

絵画の展示会場で長時間勧誘を受けクレジットで購入してしまいました。高額なので解約したいのですが…。

被害内容

【相談者 20代 男性】

5日前、駅前で絵画の展示会に誘われ、会場へ行ったところ、「絵画を購入しないか」と勧誘を受け、「お金がない」と断ると「クレジットでいいから」とさらにしつこく長時間勧誘されました。夜11時を過ぎたので、帰りたくなり仕方なくクレジット契約(51万円)をしてしまいました。高額で支払えないので解約したいのですが…。

対処方法

これは繁華街などの路上で呼び止め、販売目的を隠して営業所などに連れて行き、高額な商品やサービスを契約させる「キャッチセールス」と呼ばれる商法です。

- ・ この商法は、法律で「訪問販売」に該当し、クーリング・オフ(契約書面を受取った日から8日間無条件解約できる制度)ができます。
- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間内だったので、クレジット会社に、クーリング・オフ書面を出し、念のため、同時に、販売業者にもクーリング・オフ書面を出すよう助言しました。
(訪問販売などで、商品などをクレジットで購入した場合は、クレジット会社に対してクーリング・オフをすれば、販売業者に対してもクーリング・オフの効果が生じます。(個別信用購入あっせんの場合))
- ・ トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

絵画はいかがですか…



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890